

大阪管区気象台就業体験実習に関する実施要領

大阪管区気象台就業体験実習に関する実施要領を次のとおり定める。

(趣旨)

第1 この要領は、大学、大学院、高等専門学校、高等学校その他の教育研修施設（以下「大学等」という。）の学生を対象として、大阪管区気象台において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における当該実習の期間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、サービス、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、大学等の学生を大阪管区気象台において就業体験を行わせることにより、学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、気象行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(実習の実施機関)

第3 実習の実施機関は、大阪管区気象台気象防災部各課及び管内地方気象台（以下「実習実施機関」という。）とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間は、実習実施機関の実情により大阪管区気象台が決定する。

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 大学等の学生であって、意欲、成績、人物、素行等に優れていると認められる者
- (2) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力と資質を有すると認められる者
- (3) サービス規律等を遵守することが確実であると認められる者
ただし、日本国籍を有しない者及び正当な事由なくして大学等を休学している者は、実習生となることはできない。

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 大阪管区気象台は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、第5の要件を満たす実習生として推薦する学生をとりまとめ、就業体験実習推薦申込書（別紙様式1）、就業体験実習参加申込書

(別紙様式 2) を大阪管区气象台に提出するものとする。

- (4) 大阪管区气象台は、大学等の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し、大学等に別紙様式 3 をもって通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (5) 実習生の受け入れに当たっては、大学等と大阪管区气象台との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書(別紙様式 4) を締結するものとする。
- (6) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守に係る誓約書(別紙様式 5) を大阪管区气象台に提出しなければならない。

(指導員)

第 7 実習実施機関は指導員を設け、実習生の指導にあたらせるものとする。

(実習生の服務等)

第 8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、大阪管区气象台職員が遵守すべき法令、規則等を遵守するとともに、指導員の指導、監督等に従うものとする。
- (3) 実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 実習生が実習を行う時間は、実習実施機関の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (5) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないものとする。また、実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入部署は、実習を打ち切ることができるものとする。
- (7) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

(秘密の保持)

第 9 実習生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(実習に係る費用負担)

第 10 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。また、大阪管区气象台は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第 11 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が、実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合は、実習生が加入する保険をもって充てるほか、大学等が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が大阪管区气象台又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記(1)及び(3)に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、大学等が行うものとする。

(実習成果の公表)

第 12 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。

(実習の中止及び打ち切り)

第 13 実習の中止及び打ち切りについては、次のとおりとする。

- (1) 大阪管区气象台は、重大な気象災害の発生の恐れがある場合、大きな地震が発生した場合、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、実習を実施又は継続することが適切でないと判断した場合及び第 8 (6) に該当する場合のほか、実習生がこの実施要領に従わない場合その他実習を実施又は継続し難い事由が生じた場合は実習を中止又は打切ることができるものとする。
- (2) 大阪管区气象台は、実習を中止又は打切った場合は速やかに実習生の所属大学等にその旨を通知するものとする。

(事務局)

第 14 実習に関し、大学等との調整は大阪管区气象台総務部総務課が実施する。

(その他)

第 15 この要領に定めるもののほか、実習生の募集及び決定に係る具体的手続等、当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。

(別紙様式2)

年度 大阪管区気象台 就業体験実習参加申込書

所属大学等		学部・学科	
学年(年齢)		(ふりがな) 氏名	

住所	〒
電話番号	
E-mail	



1 実習希望期間(希望順位)を記載ください

実施場所	期間	希望順位
〇〇〇〇気象台	年 月 日() ~ 年 月 日()	
〇〇〇〇気象台	年 月 日() ~ 年 月 日()	
〇〇〇〇気象台	年 月 日() ~ 年 月 日()	

定員を超過した場合等は、実習生受入れ調整の都合上、受入をお断りさせて頂く場合があります。

2 取得している資格・試験、パソコン操作の可否について記入ください

資格・試験	パソコン操作	
	ソフト名	操作可否(○、×)
	Word	
	Excel	
	PowerPoint	

3 自己PR(志望理由、抱負、実習後の活用、最近興味をもったことなど)を記入ください

(別紙様式3)

文書番号
日 付

大学等総括責任者 あて

大阪管区气象台総務部総務課長

〇〇〇〇气象台就業体験実習受入れの決定等について

貴殿より推薦のあった〇〇〇〇气象台就業体験実習の受入れについては、選考の結果、下記の者を受入れることとしましたので、お知らせします。

つきましては、別添の覚書を締結いたしますので、異存がなければ、覚書に記名のうえ、提出してください。

記

氏名	受入部署	実習期間

(備考)

1 送付期日

令和〇年〇月〇日 (〇) (必着)

2 送付先

大阪管区气象台 総務部総務課人事係
osakasaiyou@met.kishou.go.jp

※覚書に押印が必要な場合は、押印のうえ覚書を2部送付願います。

返送先住所：〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76

(別紙様式4)

大阪管区気象台就業体験実習に関する覚書

大阪管区気象台（以下「甲」という。）と〇〇〇大学（〇〇〇専門学校）（以下「乙」という）は、別記「大阪管区気象台就業体験実習生名簿」に記載されている乙に所属する学生（以下「実習生」という。）が、甲において就業体験実習（以下「実習」という。）を行うことについて、以下のとおり覚書を締結する。

第1 実習実施に係る基本的役割等

甲は、実習生を実習実施期間受入れ、実習生に対し必要な指導・助言を行う。

乙は、実習生に対し、「大阪管区気象台就業体験実習に関する実施要領」及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第2 実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

- (1) 実習時間は、午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（以下「定時」という）とし、このうち午後0時00分から午後1時00分までを休憩時間とする。なお、定時以外にも実習を行うことがある。
- (2) 甲は、実習期間中、実習生に対し一切の手当等（実習実施場所までの交通費、日当、宿泊費など）を支給しない。
- (3) 乙又は実習生は、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」の加入等により、実習中における関係他者（甲、他者、財物等）に対する損害、損傷等の賠償が生じた際は、その一切の責任を負うものとする。
- (4) 実習生の実習期間中の災害等（実習実施機関への移動中含む）については、「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」の加入等をもって充てる他、乙が誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

第3 実習中における遵守事項等

- (1) 実習生は、実習に関して甲の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2) 実習の欠務は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前に甲に申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても2日以上欠務した場合、甲は、実習を打ち切ることができることとする。
- (3) 実習生は、甲における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く）の開示及び取扱いについては、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。

- (4) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（A4用紙1枚）を作成し、指導員を経由して実習実施機関の長に提出しなければならない。
- (5) 実習生は、実習成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。
- (6) 甲は、実習生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。甲は、実習を打ち切った場合は、速やかに乙にその旨を通知する。

第4 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち、甲に対して誓約書を提出する。

第5 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名（押印^{*必要な時以外は削除}）のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪管区气象台総務部総務課長

○○ ○○

乙 ○○大学・・・・・・・・

○○○○

(別紙様式 5)

誓 約 書

大阪管区気象台総務部総務課長 殿

大阪管区気象台において就業体験実習を受けるに当たり、大阪管区気象台就業体験実習に関する実施要領等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習期間中は大阪管区気象台職員が遵守すべき法令及び規則を守るとともに、実習生としての活動について指導員の指導、監督等に従うこと。
また、公務の信用を傷つけ、公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- 3 実習期間中は、特定の政治政党、宗教、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。
- 4 大阪管区気象台における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く）の開示及び取扱いについては、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 5 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（A4用紙1枚）を作成し、指導員を經由して実習実施機関の長に提出すること。
- 6 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けること。
- 7 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

年 月 日

大学等名
氏名